

## (仮称) 苫小牧市民ホール建設検討委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** (仮称) 苫小牧市民ホール建設基本構想及び基本計画策定事業（以下「策定事業」という。）におけるコンセプトや基本理念などについて意見及び助言を求めるため、(仮称) 苫小牧市民ホール建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (意見等)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について意見等を述べるものとする。

- (1) 策定事業におけるコンセプトに関する事項
- (2) 策定事業における機能、設備及び規模に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (委員の選任)

**第3条** 委員は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者
- (4) (仮称) 苫小牧市民ホール建設に関する専門部会設置要綱第5条に規定する代表者
- (5) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、策定事業の終了の日までとする。

### (委員長等)

**第5条** 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の司会を務め、意見を取りまとめる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

### (招集)

**第6条** 委員会は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、別に定める専門部会の委員その他の委員以外の者を出席させることができる。

### (委員の謝礼及び交通費)

**第7条** 委員の謝礼は苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要

綱の規定により、交通費は苫小牧市旅費支給条例及び同条例施行規則に準じて支払うものとする。

**(庶務)**

**第8条** 委員会の庶務は、市民生活部市民ホール建設準備室において処理する。

**(その他の事項)**

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月20日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。